

発行所 (郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447
編集責任者 中嶋 博
印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)
1984年3月25日発行
第16巻 第3号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.16 No. 3

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

パルメの新しい実験：＜在住外国人への の国政選挙権付与＞問題

Palme and New Political Experiment

評議員 早稲田大学教授 岡 沢 憲 芙

Prof. Norio Okazawa
(在・ストックホルム)

パルメ政権の人気は、一連の世論調査を見る限り依然として低迷を続けている。ストックホルム軍縮会議開催、活発な外交攻勢など対外活動は派手だが内政では相変わらず行詰り状態を脱していない。24歳以下の青年層の先業率が8%にも達している産業界からの風当りは特に強い。産業人を対象にした最近の調査によると、経営者の65%がパルメ首相に「かなり小さな信頼」しか与えておらず、「かなり大きな信頼」を与えていると答えた経営者は僅か13%であった(この数字は財務相フェルトの言に過ぎない。いずれの場合も「非常に信頼している」経営者は皆無)。労働市場相レイヨン、外国貿易相ヘルストレムにいたっては悲劇的で経営者の32%、47%が「全く評価せず」と回答した(Dagens Industri, den13 fed. '84)。

しかしその一方で、憲法政治の分野では《民主主義の実験室》にふさわしい見事な政策を準備している。《在住外国人への国政選挙権付与》法案の準備である。3年以上スウェーデンに居住している成人外国人(当面は北欧圏出身者に限定)に選挙権を与えようというのである。既に76年以来、地方選挙では実施している制度であるが、国政選挙にも拡大しようという狙いである。選挙権委員会から明らかにされた社民党の考えは、①選挙権の拡大は民主主義を強化する。②北欧諸国からの移民に選挙権を与えることは北欧協力の発展にとって大きな第一歩となる、③選挙権を市民権とだけでなく居住事実とも結び付ける新しい発想の出発

点となる(Dagens Nyheter, der 15. feb. '84)。理論的には問題がないわけではない。在住外国人が本国の市民権を放棄しなければ彼らは二重の選挙権を与えられることになるし、北欧圏出身者に限定すれば(いずれ他国出身者にも開放されるとしても)社民党が推し進めてきた平等化政策の精神に反することもなる。また、3年という年限の論理的根拠もそれほど大きい説得力を持っていない。北欧協力を主旨とするのであれば関係諸国と協議して北欧市民権の確立を目指す方が妥当であるかもしれない。だが、基本的には、ブランディング、ハンソン、エルランデル以来の社民政治の伝統を見事に継承している。旺盛な実験精神を背景に政治システムを可能な限り開放し、《見える政治》を実現しようとするその姿勢は高く評価されよう。国益にも直接関わってくる問題であるだけに(それ故、わが国では当分、政治日程に上ってこないだろうが)、今後、大きな論争をひきおこすことになるだろう。

目 次

パルメの新しい実験：＜在住外国人への の国政選挙権付与＞問題……岡沢 憲芙… 1
1984/85年度予算案について……松下 正三… 2
(ニュース) 労働者基金法成立……岡沢 憲芙… 3
社会福祉税等について……三瓶 恵子… 3
58年度事業報告…… 6
(書評) 小野寺百合子著「バルト海の ほとりにて」(蔵岡) …… 6

1984 / 85 年度予算案について

Statsverksproposition 1984/85

- 拡大均衡から縮小均衡へ
- 戦後初めての対前年比実質減少予算
- 著しい貿易、国際収支の改善

元駐スウェーデン日本大使館参事官 松 下 正 三
Former Councillor to Japanese Embassy in Sweden Shozo Matsushita

スウェーデン政府は去る1月10日国会に対し、1984/85年度(1984年7月1日から85年6月30日まで)の予算案—Statsverksproposition—を提出したところ、過去2ケ年の例にならぬ、右予算案の特徴、予算案に示された政府の考え方、予算案の前提となった政府の経済見通し等を、財政省発行の「予算書概要」(Sammandrag)等に基つきその概略を述べることにしたい。

1. 特徴 政府は前年度(1983/84)においては、「OECD諸大国の緊縮財政が世界的な長期不況の主な原因である……」との論拠を掲げ、対前年度(1982/83)比17%増という大巾拡大予算を組んで世界を驚かし、相変らず強気の姿勢を示したのに反し、今回はがらりと方向転換し、戦後初めて、実質減少予算を組んだ。

緊縮予算の関心は専ら物価の鎮静化に向けられたと言ってよい。予算書は、「物価の上昇率が過去10年間の平均10%台を継続するならば、1982年秋の16%平価切下げの効果を抹殺し、国際競争力の低下—輸出減少—生産減少—雇用減少という悪循環を繰返えず」と反省している。また、「主要工業国は、生産と雇用を犠牲にしてまでもインフレ率を10%台から2~5%に下げること成功している……」とも述べている。これは、スウェーデン政府も漸く所謂「サッチャリズム」に大きな関心を向け始めていることを示すもので興味深い。

1983年のスウェーデンの物価上昇率は9%と発表されている。これを4%に抑えるのが政府の目標である。緊縮予算による国内需要抑制の効果は物価上昇率2%に相当すると計算されている。

対外援助予算は、今回初めて僅かではあるがGNP1%のラインを割った:0.94%GNP。それでも依然として日本の3倍強であることに変わりはない。

政府の物価抑制目標達成の鍵を握る最も重要な

エレメントは現在進められつつある労使賃金交渉の行く方である。政府は、ベースアップを6%以内に抑えることができれば成功と見ている。客年秋多年にわたる懸案であった従業員ファンド(菱木教授の「サラリーマン基金財団」)に関する法律が成立した後であるだけに、労組は協調的な態度に出るものと期待できると考えられる。とすれば、今次緊縮予算、世界的な景気の復調を背景とする貿易収支ならびに国際収支の赤字の大巾改善とも相俟って、長い間絶望的に見えたスウェーデン経済も1983~84年を境として漸次回復に向うであらうことは必ずしも夢ではないと思われるのである。

2. 予算案の前提となった政府の経済見通し

(1) 需給のバランス~1982—1984(億kr以下四捨五入)

供 給	1982	対前年比 変化予測 %	
		1983	1984
G N P	6226	1.9	2.6
輸入—物資、サービス	2080	-0.3	4.5
計	億kr 8306		
需 要			
投 資 総 額 (内訳)	1176	-3.2	1.1
産 業 界	526	-4.7	9.4
国家機関及 び国営事業	154	3.4	-8.3
地方自治体	226	-1.2	-1.7
住 宅 建 設	270	-5.9	-7.3
在 庫 投 資	-70	-0.1	1.7
個人消費	3330	-2.0	0.2
行 政 府 の 消 費	543	1848	1.0
地 方 自 治 体 の 消 費	1305		
輸出一物資、サービス	2022	10.1	5.1
計	億kr 8306	1.3	3.0

(2) 貿易収支のバランス(物資のみ)

	1982	1983	1984
輸 出 (fob)	1681	2106	2305
輸 入 (cif)	1740	1996	2185
バ ラ ン ス	-58億kr	110	120

(3) サービスバランス	0	35	53
(4) 国際収支のバランス	-225	-61	-52

3. 予算案 (億kr以下四捨五入)

(1) 概要

歳入	2241億kr	+ 6.5%
歳出	3050 //	+ 4%
不足額	808 //	- 10%

註 国債の利子支払いが100億kr増となるので実質予算は最終的に60億の減少になると説明されている。

(2) 歳入の内訳

項目		対前年度比 (%)	歳入総額に占 める比率(%)
所得税	432	9	19
社会保険料	488	4	22
固定資産税	65	8	3
付加価値税	531	7	24
ガソリン税	66	4	3
煙草税	39	15	2
酒税	67	7	3
エネルギー税	98	23	4
道路交通税	42	5	2
輸入税	19	4	0
国営事業	240	51	11
貸付返済	36	24	2
その他の収入	119		5
赤字(国債)	808	-10	
総計	億kr 3050		

(3) 歳出の内訳 (億kr以下四捨五入)

項目	(億kr)	対前年 度比 (%)	83/84予算 における対前年 度増減比率	歳出に占 める比率 (%)
王室費	0.29	4	11	0.1
法務省	86	8	5	3
外務省	82	5	11	3
国防省	226	2	22	7
社会省	718	2		24
交通省	120	-14	24	4
財政省	137	4	-1	4
教育省	359	5	7	12
農業省	61	-11	12	2
労働市場省	157	-1	24	5
住宅省	206	-7	29	7
工業省	119	11	39	4
内務省	54	-13		2
国会	4	-15	-5	0.1
国債利子	650	15	43	21
その他	70	8	-29	2
総計	億kr 3050	4	17	

註 (1)社会保障関係費は、税金によって賄われる社会省予算718億krの他に、雇用主課徴金を財源として保険庁(Riksförsäkringsverket)を通じて約700億krが、付加年金(ATP)、健康保険等として支給される。(2)農業省の減額は主として農産物価格助成金の削減による。(3)緊縮予算の故に各省予算についての特記事項は殆んどないので今回は割愛する。

付記 経済事情の復調に伴い、与論調査(Sifo)における与党側(社民+共産)の劣勢にも幾分改善が見られる。即ち、客年10月の調査では、与党45%(このうち社民党40%)に対し野党(保守の穏健連合党、中道の中央党及び自由党)は51.5%であったのに対し、本年1月は与党47%(このうち社民党42.5%)、野党50.5%となった。斯くて、与野党間の差は過去3ヶ月の間に6.5%から3.5%に接近した。

<ニュース>

労働者基金法成立

12月21日(水曜)、18時間にわたるマラソン討論の後に、164対158(棄権21)の票決で労働者基金法が成立した。メイドネルがLOにその基本的考え方を提出してから10年後のことであった。さっそくブルジョワ三党の党首が翌日に記者会見を開き、85年選挙でブルジョワ・ブロックが勝利すれば、86年から労働者基金制度を廃止すると言明した。
(岡沢 憲美)

<Göteborg通信>

社会福祉税、等について

会員 三 瓶 恵 子

Mrs. Keiko Sampei

1984年1月1日からまたまた物価が上がりました。まったく暮らしにくい世の中です。暮らしにくい世の中にある唯一の将来の夢でもあり、またあるいは現在の暮らしにくさの原因でもあるかもしれない社会福祉税について、今回は書いてみようと思います。社会福祉税というのは意識で

ありまして、直訳すると社会税 socialargifter となります。(税金や法律に関しては私はまったく素人なので勝手に訳をつけています。訳語等が不適當であるかもしれないことを十分お含みおき下さい。)

世界に名だたるスウェーデンの社会保障の費用

は、雇用主税 arbetsgivaravgifter でまかなわれています。手もとの資料 (Prop, 1980/81:178) によりますと、雇用主税については、社会保険法 Lagen om allmän försäkring (AFL, 1962:381) に規定されていたものが1959年に改訂され (AVGL, 1959:552, Lagen om uppbörd av vissa avgifter enligt lagen om allmän försäkring, m, m,) さらに1970年代に定められた多くの法律^注を吸収・統合して、整備、統一された法律になったものです (Lag om socialavgifter, 1981:691)。

ちょっと話が横道にそれますが、私がなぜこの法律に関心をもったか (もたざるを得ないか) といいますと、頼まれて通訳のアルバイトをしたからなのです。日本からの訪問者がスウェーデン滞在中に、アルバイトの通訳に500クローナ (約1万5千円) 以上のお金を払ったとしますと、その人はスウェーデンの国に対して約35%の「社会福祉税」を支払わねばならないことになるのです。

(通訳として登録されているプロの人については、その分があらかじめ通訳料に加算されていて、通訳自身がこの税金を支払うのでそれほどむずかしい問題にはならないのですが^o)これは日本に雇い主がいる場合も同様で、たとえば私が何かの資料を翻訳して、それに対しての謝礼を日本の銀行口座に直接振りこんでもらったとしても、私がスウェーデンに住んでいる限り、私の雇い主はスウェーデンに対して支払った分の約35%を税金としておさめねばならないということになるのです。まったく……という個人的感情はこの際ぬきにして、社会福祉税の話をもう少し続けますと、この雇用主税には以下のようなものが含まれています。

(1982年の資料による)

	1982年	1983年(予算)
傷病保険費*	10.50%	9.00%
国民年金費*	8.45	9.95
付加年金費*	9.40	9.60
部分年金費*	0.50	0.50
児童保護費*	2.20	2.20
職業傷害費*	0.60	0.60
労働市場費	0.80	0.80
労働者保護費	0.155	0.155
成人教育費	0.25	0.25
給与保障費	0.20	0.20
船員年金費 (船員関係のみ)	0.80	0.80
一般給与費	—	2.00
		計 35.255
		(船員年金費を除く)

雇用主税は、年間500クローナ以上を、一人の雇用者 (64歳以下) に対して支払った場合に強制的に支払いの義務づけがなされます。たとえば1000クローナ支払った場合は、 $1000 \times 35.255\% = 352.55$ クローナ。パーセントは必要に応じて法律で補正されます。

個人企業 (上述のプロ通訳等、自分自身が雇用主と雇用者とを兼ねている場合) は、上の*印のものだけを支払うことが定められています。

日本の税金のしくみをよく知らないので、めったなことは本来あまりいうべきではないのですが、スウェーデンの企業主はよく耐えているなあと思います。加えて労働者基金が導入されることになり、企業主にとってはそれこそふんだりけったりでしょうに。

まったく税金王国 (?) とあきれさせられる話題を最後に二つ。その一つは、住民登録委員会 kormmittén om förbättrad folkbokföring から1月3日に出された提案で、脱税をふせぐために郵便配達人が税務署の「助手」になって、脱税容疑者が実際にある住所に住んでいるかどうかを報告するというものです。「郵便局が住民登録を十分なものにするために助力する」というような柔かい表現ではなく、「郵便配達人が……」ことはっきりことわっている点が少々おそろしい感じがします。

もう一つは、「ハンバーガーをもちかえると1クローナ高くつく」という話題で、ノールランドの税務署では、ハンバーガー店の店内で食べられるハンバーガーについては物品税を約11%、もちかえりのハンバーガーについては19%にすることを提案しているそうです。そのちがいはハンバーガー一つにつき大体1クローナにあたるそうです。まったく日本的感覚ではちょっとついていけないような気がします。

このところなんとなく悲観的な話題ばかりとりあげたような気がしますので、次回は何か明るい (あるかな?) ことを書きたいと思っています。では、また。

注)

- Lagen (1979:84) om delpensionsförsäkring
- Lagen (1976:381) om barnomsorg
- Lagen (1976:380) om arbetsskadeförsäkring
- Lagen (1973:372) om arbetsgivaravgift till arbetslöshetsförsäkringen och det kontanta arbetsmarknadsstödet
- Lagen (1975:358) om vuxenutbildningsavgift
- Lagen (1975:335) om arbetsgivaravgift till arbetsmarknadsutbildningen
- Lagen (1971:282) om arbetarskyddsavgift
- Lagen (1970:742) om lönegarantiavgift
- Lagen (1960:77) om byggnadsforskningsavgift
- Lagen (1961:300) om avgift för sjöfolks pensionering

スウェーデン、集産的給与稼得者基金制度導入
政府法案、164—158で可決

先頃、スウェーデンでは、集産的な給与所得者基金制度に関する政府法案が議会で可決され、この1月1日より実効の運びとなった(賛成164—社民党、反対158—反社民党、棄権21—共産党)。

新制度の骨子は、①全国5つの基金を設立する。②それらの基金は、1年間に合計20億クローナ(620億円)を企業利潤にかけられる特別税及び新しく支払い賃金に課せられる徴税を財源として調達する。③基金は主として、スウェーデン企業の株の購入に利用される。④新制度の実効期間は1990年までで、その後は、厳重な審査を前提とする。⑤各基金は、単一企業の株を8%まで取得することができる。⑥各基金の運営委員会は9人の常任委員よりなる。委員は、政府が任命するが、うち5人は従業員代表とする。⑦基金は、実質3%の利回り基準を課せられ、所得は、追加年金制度に払い込まれる。⑧同制度への財源調達を目的として、企業はある水準以上の実質利益に対する特別税を課せられる——税引き後利益の20%——。⑨賃金・給与の0.2%を、支払い給与税として徴収、その資金は追加年金制度の財源に充当される。

政府は、給与所得者基金制度の利点として以下の項目を掲げている。①企業へのベンチャー・キャピタル供給を増大させる。②生産的な投資を増大させる。③賃金ドリフトとインフレの抑制に寄与する。④産業の民主化に貢献する。

国会での討議に際し、同制度は、保守党、自由党、中央党の厳しい批判の矢面にさらされた。これら反社民三党は、1985年の選挙で、政権が交代すれば、この給与所得者基金を撤廃することを、繰り返し明言している。なお、産業界代表は、集産的な同基金はスウェーデン市場経済にとっての脅威であり、窮極的に社会主義をもたらす可能性があるとの意見を変えていない。

国内情勢、国際関係、メディア、防衛に関する世論調査

スウェーデンの国民心理防衛計画委員会が毎年行なっている世論調査の1983年結果は次の通り。()内は、1982年度の数値。

1. スウェーデンが、住むのに「大変よい」場所であると答えた人——全人口の62% (52%)
 2. 今の社会情勢に満足していると答えた人——19% (21%)
 3. 各種の変化を望んでいると答えた人——61% (64%)
 4. 多くの改善を要求している人——18% (13%)
 5. スウェーデンの将来に対する強い信頼を表明した人——81% (79%)
 6. スウェーデンの将来にほとんど信頼を置いていないと答えた人——14% (18%)
 7. スウェーデン以外の国に住むとしたら、どの国に住みたいかという質問に対し、合衆国を選んだ人——24%、ノルウェーを選んだ人——19%、フランスを選んだ人——11%、英国を選んだ人——10%、スイスを選んだ人——10%、オーストラリアを選んだ人——10%
 8. 世界の政治情勢に非常な関心があると答えた人——70% (78%)
 9. ヨーロッパに大きな紛争が起こる危険性が実在すると考えている人——60% (65%)
 10. 西暦2,000年前には、第三次世界大戦が勃発すると考えている人——24% (24%)
 11. 西暦2,000年前には、第三次世界大戦の勃発はないと考えている人——66% (66%)
 12. スウェーデンが攻撃を受けた場合、我国は武装抵抗をすべきだと答えた人——81%
 13. 徴兵は動機が与えられていると主張する人——87%
- (注) 12、13の調査値は、'82年度値に比して弱干の変化有り
14. 世界の全体的軍縮を支持すると答えた人——65%
 15. スウェーデンの一方的軍縮を支持すると答えた人——わずか11%
- (注) 13、14、15の調査は、ここ数年ほとんど変化がない。

16. 四つの主要メディアのうち、テレビが最も信頼できると解答した人——42%、ラジオだと答えた人 35%、朝刊と答えた人——13%、夕刊と答えた人——1%

(注) 15の調査値は、ほとんど1982年度値と同様であった。

社団法人 スウェーデン社会研究所

昭和58年度(歴年)事業報告

1. 研究会

- 4月 教育・文化研究会(北欧の自然と生活とインテリア——インテリアデザイナー 前田恭子氏)
5月 政治・外交研究会(スウェーデンの情報公開、守秘義務、マスコミ倫理について——監事、環境・社会政策研究所主宰 潮見憲三郎氏)
6月 政治・外交研究会(アルバ・ミュルダールの軍縮論について——顧問 小野寺信氏)
7月 福祉研究会(最近のスウェーデンの社会、文化、教育の動向について——ウプサラ大学・大学院研究生 三瓶恵子氏)
10月 政治・外交研究会(スウェーデンの都市計画——デービー都市計画部長 クリスティーナ・ベリルンド女史)
福祉研究会(北欧その他ヨーロッパの高齢化社会に関する政策の実情——評議員、日本社会事業大学教授 三浦文夫氏)
12月 福祉研究会(高齢者の生き甲斐について——評議員、日本社会事業大学教授三浦文夫氏、大田区教育委員会委員 竹内かつ氏)

2. 出版

- 毎月 スウェーデン社会研究月報 発行
12月 研究所資料第22号「スウェーデンの議会制度」原稿完成
——監事、環境・社会政策研究所主宰 潮見憲三郎氏翻訳

3. 視察団派遣

- 8月 高齢化社会調査視察団派遣(スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、オランダ、ベルギー、フランス——充実した老後生活を求めて——団長、評議員、日本社会事業大学教授 三浦文夫氏)

4. 国際交流

- 1月 KF ハンス・アルセーン会長一行と交流
9月 スtockホルム大学名誉教授 トールステン・フセーン氏夫妻と交流
スウェーデン労使協議会の訪日視察団と交流
10月 ICA アルネ・レーセン事務局長等と交流
11月 スウェディッシュ・インスティテュートのカトリーヌ・ヨンソン氏と交流

5. スウェーデン語講習

- 2月に第51回、5月に第52回、10月に第53回を各10週間宛開講

6. 日瑞基金よりの委託業務

- 科学技術研究者のスウェーデンへの派遣事業(当初来累計 43名)

〈書評〉『バルト海のほとりにて』 小野寺百合子著 (非売品)

御恵贈にあづかり一読して大変感銘を受けました。お子様方の為に残す記録として、このほどまとめられたもので「リガ駐在武官時代、上海の小野寺機関時代、ストックホルム情報活動、戦争終結への悲願、終戦から引揚げ後、忘れられない人々」の各章から成っています。武官夫人としての活動の御苦勞の程が偲ばれます。「年令を越え国境を越えて、それぞれ祖国の為という固い信念の上に、さらに厚い友情に結ばれた人間関係は、この上もなく尊いものである。その人達との協力の記録としても是非書き残しておきたいと思う次第である」という記述に見られる様に、御夫妻の「人を念い、国を念い、平和を希う念い」がその節々から窺い知られます。(藤岡小太郎)